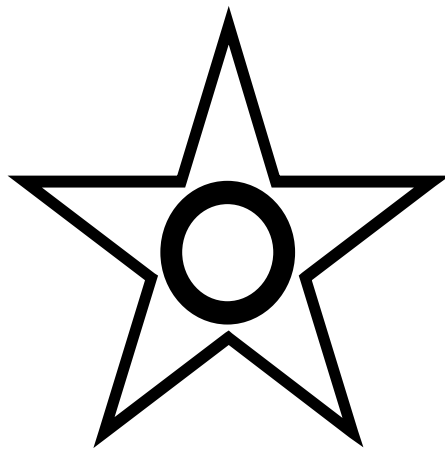


2025～2027 年度
釧路市競争入札参加資格審査申請の手引き
— 物品購入等 —



釧路市

問 合 先

釧路市 総務部 契約管理課 契約係

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

T E L 0154-31-4508 F A X 0154-25-9505

ke-keiyaku@city.kushiro.lg.jp

2025～2027 年度

物品購入等競争入札参加資格審査申請の受付について

2025～2027 年度において釧路市（阿寒町行政センター、音別町行政センター、消防本部、市立病院、上下水道部、教育委員会、小部局を含む。）が発注する製造の請負、物品の販売又は買入れ及びその他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）への参加資格審査申請を次のとおり受け付けます。

申請から決定まで

2025年(令和7年)4月21日(月) 受付開始

受
付
期
間

【提出方法】電子メール（指定する一部の書類は郵送）【2025年（令和7年）5月13日まで必着】

釧路市ホームページよりダウンロードしたExcelファイル「競争入札参加資格申請書（物品）」に必要事項を入力し、下記【例】のとおりファイルに名前を付け、メールに添付して下記送付先記載のメールアドレスまで送信してください。

【例】湿原物品株式会社が提出する場合

Excelファイル名：湿原物品(株)

4ページ 提出書類一覧において、郵送要否欄で「要」と記載されている申請様式は郵送で提出する必要がありますので、下記送付先まで送付してください。

※書類の到着を確認したい場合は、特定記録等の追跡サービスをご利用のうえ発送してください。

【送付先】〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市総務部契約管理課契約係

buppinsinsei@city.kushiro.lg.jp

※kushiro.の後は「エルジー」です。

2025年(令和7年)5月13日(火) 受付締切(必着)

書類の審査を行います。

2025年(令和7年)6月下旬

釧路市より「競争入札参加資格決定通知書」を送付します。

2025年(令和7年)7月1日

釧路市の物品購入等競争入札参加資格者として登録されます。

2028年(令和10年)3月31日

1 競争入札参加資格要件

次の各号のすべてを満たしていること。

- (1) 2025年（令和7年）5月1日以前に2年以上の営業期間があること。ただし、休業又は転廃業により事業の中断があるときは、当該中断期間を営業期間から除くものとする。

なお、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合、及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協同組合については、本要件を適用しない。

- (2) 2025年（令和7年）5月1日より前1年以内における製造、販売等の事業高（営業実績）があること。

- (3) 釧路市から課税されている全税目について、未納がないこと。

- (4) 釧路市から課税されている市道民税の特別徴収について、実施していること。※注2

- (5) 消費税及び地方消費税について、未納がないこと。

- (6) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条に該当する場合、厚生年金保険に加入していること。

- (7) 法令の規定に基づく許可、認可、登録等が必要なものにあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。

- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（第167条の11第1項で準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。なお、同条中「当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 成年被後見人 競争入札に参加することができない。

イ 被保佐人・被補助人 原則、競争入札に参加することができない。ただし、特殊な技能をもって営業ができる場合等には参加することができる。

ウ 未成年者 営業許可を有しない未成年者（婚姻者を除く。）は競争入札に参加することができない。

- (9) 釧路市暴力団排除条例（平成24年条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者該当しない者であること。

※注1 本申請における審査基準日は2025年（令和7年）5月1日です。

※注2 従業員数が3人以上（役員は含めるが、パート・アルバイトなど非正規職員・従業員、季節従業員などは除く）であり、かつ釧路市に住民登録がある職員・従業員が1人以上いる事業所（法人・個人）については、釧路市から課税されている市道民税の特別徴収を実施していない場合、競争入札参加資格審査申請ができません。

2 資格の取り消し

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当した時は、その資格を取り消すものとします。

- (1) 1の競争入札参加資格要件の（7）の許認可等が消滅したとき
(2) 1の競争入札参加資格要件の（8）又は（9）に該当することが判明したとき
(3) 虚偽の申請等があったと認められたとき
(4) 入札参加資格を辞退する旨の届出が提出されたとき
(5) その他、競争入札参加資格要件に定める要件の一を欠くに至ったとき

3 登録内容の変更について

登録内容に変更があったときは、速やかに競争入札参加資格登録事項変更届及び必要な添付書類を提出してください。様式は釧路市ホームページをご確認ください。

4 その他留意すべき事項

- (1) 申請様式は、釧路市の様式を使用してください。(北海道市町村共通様式ではありません。)
- (2) 釧路市では受理票は発行していません。申請書の受理を確認したい方は、受理票送付用の返信用封筒と受理票をご用意ください。
- (3) 釧路市では「物品購入等」と「建設工事等」の競争入札参加資格があるため、どちらも登録を希望される方は、それぞれ申請してください。
- (4) 入札その他の取扱については、「物件の購入等に係る入札心得」を参照してください。

提出書類一覧表

◎→必ず提出

○→該当する場合に提出

種類	内容	法人	個人	郵送 要否
	クリアファイル (A4判)	◎	◎	要
1	競争入札参加資格 審査申請確認票 (様式1)	◎	◎	要
2	競争入札参加資格 審査申請書 (様式2) ※2枚一組	◎	◎	—
3	主要品目・取扱品目 申請書 (様式3) ※5枚一組	◎	◎	—
4	登録期間委任状 (様式4)	○ (原本)		要
5	印鑑届出書 (様式5)	◎ (原本)	◎ (原本)	要

● 申請書類（郵送指定する書類のみ）を以下の順番に並べ、クリアファイルにはさんで提出してください。

● 記載例を参照してください。

● 記載例を参照してください。

● 記載例を参照してください。

● 釧路市外の本社から、他に所在する支店等に年間委任して登録する場合に提出してください。
※記載例あり

● 書類に押印する印鑑は、役職名の入った印鑑^{※1}又は代表者の個人名が入った印鑑^{※2}としてください。会社名のみが入った印鑑（役職名の入っていないもの）^{※3}は使用できません。また、役職名に相違のあるものは使用できません。

【使用可能な印鑑例】

※1



※2



【使用できない印鑑例】

※3



6	工場及び作業所の概要 (様式6)	● 取扱品目で「一般印刷、フォーム印刷、地図印刷、特殊印刷、その他印刷」を登録する場合に提出してください。 ● <u>自社工場にて受注できることを条件とします。</u>	○	○	—
7	印刷物件取扱確認票 (様式6-2)	● 取扱品目で「一般印刷、フォーム印刷、特殊印刷」を登録する場合のみ提出してください。	○	○	—
8	暴力団排除に関する誓約書 (様式7)	● 本社の代表者名で記載してください。 ※記載例あり	◎	◎	—
9	資本関係・人的関係に関する調書 (様式8)	・資本関係または人的関係のある者について、様式内の記載要領をご確認の上、記載してください。 ※ 記載例あり ※ 釧路市ホームページ掲載の「特定関係にある資格者同士の入札参加の取扱いについて」及び「特定関係にある資格者同士の入札参加に関するQ&A」についても参考としてください。	◎	◎	—
10	現在事項全部証明書 (商業登記簿謄本)	● 法務局で発行される「現在事項全部証明書」または「履歴事項全部証明書」を提出してください。 ※ 申請日の前3か月以内のものを提出してください。	◎ (写可)		要
11	事業主の身分証明書	● 個人事業者は、本籍地のある市町村で発行される身分証明書を提出してください。釧路市が本籍地の場合は、釧路市役所戸籍住民課等で発行されます。 ※ 申請日の前3か月以内のものを提出してください。		◎ (写可)	要

12	財務諸表	● 直前決算1ヵ年分とします。 ● 法人は、決算書のうち貸借対照表、損益計算書の部分を提出してください。 ● 個人事業者は、「営業用純資本額に関する書類及び収支計算書」(確定申告時に税務署に提出した損益計算書、貸借対照表等)を提出してください。 ● 公益法人等は貸借対照表、正味財産増減計算書等を提出してください。	◎ (写可)	◎ (写可)	要
13	釧路市税完納証明書 (※納税証明書は不可)	● 釧路市に納税義務がある場合のみ提出してください。 ● 市民税課等で納税証明申請手続きが必要です。その際、使用目的は「入札参加資格審査申請」としてください。 ※ 2025 年(令和 7 年)4 月 21 日以降に発行のものを提出してください。 ※ 証明申請時の直近に収めた市税がある場合は、証明書発行窓口で納入確認が必要なため、発行窓口で領収書(写し可)を持参してください。 ※ 釧路市内に事業所等を有する法人で、法人市民税のほか、固定資産税や軽自動車税などが課税されている場合は釧路市税完納証明書の提出が必要です。 また、釧路市内に事業所等がない場合でも、釧路市民である社員に対して特別徴収を行っている場合も必要です。 ※ 釧路市税完納証明書の申請についての詳細は釧路市ホームページ「完納証明書(滞納なし証明書)」をご覧ください。 ※ ☎市民税課 TEL 0154-31-4513	○ (写可)	○ (写可)	要

14	市道民税特別徴収の 実施を 証明できる書類	● 2025年（令和7年）4月1日において、従業員数が3人以上（役員は含めるが、パート・アルバイトなど非正規職員・従業員、季節従業員などは除く）であり、かつ釧路市に住民登録がある職員・従業員が1人以上いる事業所（法人・個人）については、①「<u>特別徴収であることが分かる直近の領収書</u>」（釧路市分）の写しを提出してください。 ①による提出ができない場合については、②「<u>市道民税特別徴収税額の決定通知書</u>」（釧路市発行）の写しを提出してください。なお、②による提出の場合、個人情報を含まないよう下記の部分のみとするか、又は個人情報（氏名・マイナンバー等）をマジックで塗りつぶす等してください。	○ (写)	○ (写)	要																																																																																										
釧路市 給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用） 〒 様 <table><thead><tr><th colspan="3">特別徴収税額</th><th colspan="3">課税人員</th><th colspan="3">非課税人員</th></tr><tr><th>月</th><th>人数</th><th>納付額</th><th>月</th><th>人数</th><th>納付額</th><th>月</th><th>人数</th><th>納付額</th></tr></thead><tbody><tr><td>6月分</td><td></td><td></td><td>12月分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7月分</td><td></td><td></td><td>1月分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>8月分</td><td></td><td></td><td>2月分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>9月分</td><td></td><td></td><td>3月分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10月分</td><td></td><td></td><td>4月分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>11月分</td><td></td><td></td><td>5月分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(備考)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに市税条例第45条の規定によって、年度給与所得に係る市民税及び道民税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。 年 月 日						特別徴収税額			課税人員			非課税人員			月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数	納付額	6月分			12月分						7月分			1月分						8月分			2月分						9月分			3月分						10月分			4月分						11月分			5月分						額									(備考)								
特別徴収税額			課税人員			非課税人員																																																																																									
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数	納付額																																																																																							
6月分			12月分																																																																																												
7月分			1月分																																																																																												
8月分			2月分																																																																																												
9月分			3月分																																																																																												
10月分			4月分																																																																																												
11月分			5月分																																																																																												
額																																																																																															
(備考)																																																																																															
		複数枚にわたる場合は、1枚目のみ提出してください。 ● 特別徴収への切り替え手続きの直後で、納付実績がなく領収書の提出が不可、決定通知書についても未受領などの場合は、「特別徴収への切替届出書」の写しを提出してください。 ☎市民税課 TEL 0154-31-4515																																																																																													
15	消費税納税証明書	● 本店所在地の税務署で発行される消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）「未納税額のないこと用」を提出してください。（その3の3でも可。） 詳細は、国税庁ホームページ「納税証明書の交付請求手続」または「e-Tax 納税証明書の交付請求について」をご覧ください。 ※ 電子納税証明書（電子ファイル）による提出は不可です。 ※ 申請日の前3か月以内のものを提出してください。	◎ (写可)	◎ (写可)	要																																																																																										

16	厚生年金保険の加入を 証明できる書類	● 厚生年金保険法第6条に規定する強制適用事業所に該当する場合、直近の厚生年金保険の加入を証明できる書類（納入告知額・領収済額通知書、納入告知書等）を1ヶ月分提出してください。（加入直後の方は、年金事務所の受付印がある新規適用届の写し等） ※ 厚生年金保険の強制適用年齢は満70歳の前日までです。	◎ (写)	○ (写)	要
17	許認可証等	● 登録する品目の営業に許認可等が必要な場合は、許認可証等を提出してください。官公庁許可等に限り、第三者機関や団体等が発行するものを除きます。 個人名のものは提出不要です。 ※ 参考資料「許認可・登録・届出の例」	○ (写)	○ (写)	要
18	組合の定款	● 次のいずれかの組合に該当する場合に提出してください。 ・事業協同組合 ・事業協同小組合 ・協同組合連合会 ・企業組合 ・協同組合	○ (写可)		要
19	組合構成員名簿	● 官公需適格組合の場合のみ提出してください。	○ (写可)		要
20	官公需適格組合証明書	● 次のいずれかの組合に該当する場合に提出してください。 ・事業協同組合 ・事業協同小組合 ・協同組合連合会 ・企業組合 ・協同組合	○ (写可)		要
21	資格決定通知書返信用封筒	①長形3号(120mm×235mm)程度の封筒 ②110円切手貼付のこと ③返信先を明記のこと ※ 切手、返送先記入漏れの場合は送付できません。 ※ 返送先は本社、受任者先または連絡先になります。行政書士事務所等には送付できません。	◎	◎	要

※ 現在事項全部証明書、事業主の身分証明書、消費税納税証明書は、**申請日前3ヶ月以内のもの**を有効とします。

※ 資格決定通知書は、**6月下旬まで**に送付します。

※ 法人番号については、当市ホームページ上で一般公開している競争入札参加資格者名簿に記載することとします。

許認可・登録・届出の例

下記に限らず、登録する品目の営業に必要な許可等の写しを提出してください。

取扱品目		許認可・届出・登録等
0102	農薬、肥料・土壌改良剤	毒物劇物農業用品目販売業登録
		農薬販売業届
		肥料販売業開始届
0301	土類・砂・砂利・石	採石業者登録
		砂利採取業者登録
0302	コンクリート資材	納入物件については、JIS・JWWA・JSWAS・JIWA等の規格承認または第三者による品質試験表か品質証明書を要する。 (発注のつど確認のため登録時は書類不要)
0311	上下水道資材	
0307	塗料・接着剤	毒物劇物一般販売業許可
		毒物劇物特定品目販売業登録
0402	測量・計量機器	特定計量器販売事業届
		特定計量器修理事業届
		計量証明事業登録
0505	車両修繕	指定自動車整備事業の指定
		自動車分解整備事業認定
0601	石油燃料	石油販売業開始届
		揮発油販売業者登録
0602	燃料用ガス	液化石油ガス販売事業届
		高圧ガス販売営業許可
0701	高度医療機器	高度管理医療機器等販売業許可
0702	医療機器・機材	管理医療機器販売業届
		動物用管理医療機器販売業許可
		医療機器輸入販売業許可
		動物用医療機器輸入販売業許可
1001	医療用医薬品類	医薬品製造業許可
		医薬品販売業許可
		動物用医薬品販売業許可
		麻薬卸売業免許
1002	小売用医薬品類	薬局開設許可
1003	化学工業薬品類	毒物劇物一般販売業許可 毒物劇物特定品目販売業登録
2203	消火器具類(火薬)	火薬類販売営業許可
2401	看板・標識	屋外広告業登録
2402	製作看板	
2499	その他 看板類	
2501	食品	飲食店営業許可
		各営業種別の製造・販売営業等許可
		食品販売業登録
		水産加工製品営業許可
		米穀の出荷又は販売事業届
2502	酒類	酒類販売業免許
2601	飼料	飼料販売業者届
		飼料添加物販売業者届
4000	金属くず売却	金属くず商許可
4100	車両売却	金属くず商許可
		引取業者登録
		フロン類回収業者登録
		解体業許可

取扱品目		許認可・届出・登録等
5001	建築物清掃	建築物飲料水水質検査業登録
		建築物飲料水貯水槽清掃業登録
		建築物排水管清掃業登録
		建築物環境衛生総合管理業登録
		建築物空気環境測定業登録
		建築物空調用ダクト清掃業登録
		建築物清掃業登録
5002	廃棄物処理	建築物ねずみ昆虫等防除業登録
		浄化槽清掃業許可
		浄化槽保守点検業者登録
		一般廃棄物収集運搬業許可
		一般廃棄物処分業許可
		一般廃棄物処理施設設置許可
		産業廃棄物収集運搬業許可
		産業廃棄物処分業許可
		産業廃棄物処理施設設置許可
		特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
		特別管理産業廃棄物処分業許可
		廃棄物再生事業者登録
		解体業許可
		破碎業許可
		引取業者登録
		フロン類回収業者登録
		第一種フロン類回収業者登録
		第二種フロン類回収業者登録
		第二種特定製品引取業者登録
5101	環境測定業務	建築物空気環境測定業登録
		建築物飲料水水質検査業登録
		水質検査機関登録
5199	その他の検査・調査業務	地質調査業登録
		測量業者登録
		指定調査機関の指定
		作業環境測定機関登録
		衛生検査所登録
5200	設備保守点検業務	下水道処理施設維持管理者登録
5301	警備業務	警備業認定
5302		
5800	貨物輸送	一般貨物自動車運送業許可
		特定貨物自動車運送業許可
		貨物軽自動車運送業許可
		貨物利用運送事業許可
5900	バス等運行	一般貸切旅客自動車運送業免許
		一般乗用旅客自動車運送業免許
6100	除排雪、残土処理	一般貨物自動車運送業許可
6300	医療機器修理等	医療機器修理業許可
6400	給食提供	食品販売業登録
		各営業種別の製造業・販売業等許可

※ 許認可や登録制度のうち主なものを表示しています。

※ 法令で定められた許認可・登録・届出以外に、任意の登録制度も含まれています。

※ 網掛けの取扱品目は、いずれかの許認可等の添付が必須です。

釧路市物品購入等入札心得

（目的）

第1条 釧路市が発注する物品の購入及びその他の契約（建設工事、設計、測量及び地質調査等に係る委託を除く。）における入札その他の取扱いについては、別に定めのあるもののほか、この心得に定めるところによるものとする。

（入札保証金）

第2条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を市に納付し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げるときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 入札参加者が、市を被保険者とする入札保証保険証書を提出したとき。

(2) 入札参加者が、釧路市契約規則（平成17年釧路市契約規則第83号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する名簿登載者で、過去2年間に本市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであって、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に認めたとき。

3 入札参加者は、第1項の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

4 入札参加者は、第1項の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還する。

（入札）

第3条 入札参加者は、入札書（別に定める様式）に所要の事項を記入し、入札の際にこれを提出しなければならない。

2 規則第8条第2項の規定により、配達証明郵便又はこれに相当するものにより入札書の提出を認めたときは、指定の日時までには到達していなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（第167条の11で準用する場合を含む。）の規定に該当する者を入札代理人とすることができない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することができない。

（入札の辞退）

第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、その旨を文書又は口頭により契約担当課に提出又は申し出ること。

(2) 入札執行中にあつては、その旨を入札執行官に申し出ること。

3 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意識的に開示してはならない。

（入札の取り止め等）

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（入札の無効）

第7条 次の各号の一に該当する場合は、無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者及び金額の不足した者のした入札

(4) 入札書に記名押印がなされていない入札

(5) 入札書の入札金額を訂正した入札

(6) 入札書の誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

(7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(8) 予定価格の事前公表を行った場合において、予定価格を上回った金額の入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

（最低制限価格設定）

第8条 釧路市最低制限価格設定要領第2条に規定する入札案件には、最低制限価格を設定する。

（落札者の決定）

第9条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格（物件の売払いに係る契約においては最高の価格）をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、最低の価格をもって入札した者を落札者としない場合がある。

(1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した

履行がなされないおそれがあると認められるとき

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

2 前項の規定により、最低の価格（物件の売払いに係る契約においては最高の価格）をもって入札した者を落札者とし、ない場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格（物件の売払いに係る契約においては最高の価格）をもって入札した者を落札者として決定する。

（再度入札）

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、参加を辞退した者、初度入札に参加しなかった者、無効入札をした者又は失格となった者、配達証明郵便等による入札を行った者については、再度の入札に参加することはできない。

2 再度の入札に付しても落札者がいないときは、随意契約（以下「不落随契」という。）により落札者を決定する。この場合において、最低の価格（物件の売払いに係る契約においては最高の価格）をもって入札をした者を含む2人以上から見積書を徴取する。

3 不落随契によっても落札者が決定しないときは、入札の執行を取りやめ、再度公告入札に付す。

（同価格の入札が2人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

（契約保証金等）

第12条 落札者は、当該契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

2 第2条第2項の規定は、前項但し書きの場合について準用する。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ現金を納付書により指定金融機関に納付し、現金領収証書の交付を受け契約担当課に提出しなければならない。

4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合においては、当該担保が有価証券であるときは、有価証券納付書とともに契約担当課に提出しなければならない。

5 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、市に帰属する。

6 落札者であって契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、当該契約金額の100分の10以上の損害金を市に納付しなければならない。

（入札保証金等の振替）

第13条 契約担当課において必要があると認められる場合には、落札者に返還すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充てることができる。

（契約の締結等）

第14条 契約書を作成する場合においては、落札者は、本市から交付された契約書に記

名捺印し、落札決定の日から7日以内に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 落札者が、釧路市建設工事等の契約に係る暴力団等排除要綱に基づく排除対象者と認められた場合は、契約を締結しないものとする。
- 4 議会の議決に付すべき契約の場合においては、前3項の規定を準用する。この場合において、第1項中「契約書」とあるのを「仮契約書」と読み替えるものとする。
- 5 議会の議決に付すべき契約の場合においては、当該契約に関し議会で議決があった後に「議会で議決の日をもって本契約とする」旨の本市からの通知により「仮契約書」を「契約書」に読み替えるものとする。
- 6 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当課に提出しなければならない。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第16条 この心得に定めのあるもののほか、規則等による。

附 則

この心得は、令和3年7月1日から適用する。